

尾張旭市児童クラブ待機児童発生時入所選考基準

児童クラブ入所希望者は、次の順位により選考します。

- 1 ア:1～2年生は、保護者の状況に関わらず、学年が低い児童
- ただし、学年が同じ場合は、保護者の状況が下記基準(指数の加算・減算も含む。)において入所指数の合計が高い児童
- イ:3年生以上は、学年に関わらず、保護者の状況が下記基準(指数の加算・減算も含む。)において入所指数の合計が高い児童
- 2 入所指数の合計が同じ場合は、月の就労時間※2(父母のうち少ない方)の合計が多い児童
- 3 月の就労時間が同じ場合は、その保護者の就労後の迎え時間と基準時間との差が大きい児童
- ※ただし、前年度サポート保育対象児童等、要配慮が必要な児童については、別途判断する。

◆ 点数区分1

番号	要件	保護者の状況(父母のうち、就労時間が短い又は就労要件以外の保護者)	入所指数
1	労働状況等(※1)	7時間以上／日、20日以上／月	5
		7時間以上／日、16日以上20日未満／月	4
		4時間以上7時間未満／日、20日以上／月、または7時間以上／日、16日未満／月	3
		4時間以上7時間未満／日、16日以上20日未満／月	2
		4時間以上7時間未満／日、16日未満／月	1
		就学(上記の労働状況の各項目点から－1)	
2	病気等	保護者が身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定で、常時観察と介護が必要な場合	8
		保護者が身体障害者手帳3級以下または療育手帳B判定以下で、日常生活に著しく支障がある場合	6
3	介護	寝たきり者、身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定の介護が必要な場合	6
		上記以外の介護(月16日以上 of 病院付き添いを含む)	5
		介護の状況が明らかに養育に欠けると認められる場合	4
4	出産	出産(前後各8週間)	8
5	その他	上記に定めるもののほか、市長が児童の養育に欠けると認める場合	

◆ 点数区分2

番号	要件	状況(※就労要件のみ指数加算) 基準時間は14:00	指数
1	就労要件	就労後の迎えの時間と基準時間との差(4時間以上)	+5
2		就労後の迎えの時間と基準時間との差(3時間以上～4時間未満)	+4
3		就労後の迎えの時間と基準時間との差(2時間以上～3時間未満)	+3
4		就労後の迎えの時間と基準時間との差(1時間以上～2時間未満)	+2
5		就労後の迎えの時間と基準時間との差(1時間未満)	+1
6		求職中	+1

◆ 点数区分3

番号	状況	指数
1	母子・父子世帯	+3
2	生活保護世帯	+2
3	前年度入所者	+1
4	育児休暇明け	+1
5	帰宅時間が15時以前	－2
6	就労予定者	－2
7	自営業で店舗・事務所が校区内にある場合	－2
8	65歳以上の祖父母等との同居	－1
9	申込時に育成料を6か月以上滞納している世帯 (※3)	－1
10	尾張旭市教育委員会区域外就学・指定学校変更の許可基準1により区域外就学をしている児童 (※4)	－1

点数区分1～3の総合計で判定を行います。

- ※1 父母のうち就労証明書の就労状況の最も低いもので算出(ただし、就労時間・就労日数については最長のものと判定)
- 就労要件の場合のみ点数区分2の指数を加算する。
- 就労要件以外の父母がいる場合は、その保護者の状況にて算出(父母とも就労要件以外の場合は、その点数の低い方)
- ※2 月の就労時間合計の計算方法:勤務日数×勤務時間
- ※3 失業・罹災等やむを得ない事由による場合には、指数調整を適用しないものとする。
- ※4 65歳未満の祖父母等がいる場合:就労証明書の提出が必要。就労状況により判断。